



埼玉県報

第429号
令和5年(2023年)
7月11日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし(税務課)
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(少子政策課)
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(保健体育課)

条例

- 埼玉県税条例の一部を改正する条例(税務課)
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例(少子政策課)
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(保健体育課)

規則

- 埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則(警務課)

告示

- 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- 令和5年4月から6月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況(入札審査課)
- 元荒川上流土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 県立学校事務室用ノートパソコンの賃貸借に関する入札公告(県立学校人事課)
- 県道鴻巣羽生線の区域の変更(北本県土整備事務所)
- 県道鴻巣羽生線の供用の開始(北本県土整備事務所)
- 県道本庄寄居線の占用を制限する区域の指定(本庄県土整備事務所)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（税務課）

一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、自動車税（環境性能割）の税率適用区分を改める等行うとともに、併せて農業を営む者等の免税軽油の引取り等に係る報告の期限の特例を定める。

二 内容

(一) 自動車税（環境性能割）

地方税法の一部改正に伴い、自動車税（環境性能割）の税率の基となる燃費基準の達成度合いを、段階的に引き上げる。

(二) 軽油引取税

新たに免税軽油使用者証の交付を受けた農業者等が行う免税軽油に係る県への報告について、購入予定数量が年間三キロリットル以下の場合、免税一年目から一年に一度の報告とする特例を定める。

(三) その他

地方税法の改正に伴い規定の整備を行う。

三 施行期日

二(一) 令和六年一月一日、令和七年四月一日

二(二)、二(三)の一部 公布の日

二(三)の一部 令和七年一月一日、令和七年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（少子政策課）

一 趣旨

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 別表福祉部の項第二号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める改正

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）（保健体育課）

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額の改定等をするための改正

二 内容

- (一) 補償基礎額の改定
- (二) 介護補償の額の改定
- (三) その他の規定の整備

三 施行期日

公布の日

ただし、二(三)については令和六年四月一日

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十五号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の五第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第三百七条の三の二第二項」を「第三百七条の三の二第三項」に、「第四十五条の三の二第二項」を「第四十五条の三の二第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した同項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、法第三百七条の三の二第二項に規定する申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

第四十六条の二十四第一項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第五十一条第一項第一号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ニ中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号ニ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ニ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ニ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値」を「基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用される

べきものとして定められたもの（以下この条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十五を乗じて得た数値（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率）に改め、同号へ中「バス又は」を削り、同号へ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」に改め、同号トとし、同号ニ中「バス又は」を削り、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「バス又は」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第五十一条第二項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ロ中「車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「家用の乗用車」に

改め、同号ロ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十一条第二項第一号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、同号ハ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ハ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニ中「バス又は」を削り、同号ニ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

第五十一条第二項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
 - (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十一条第二項第三号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ロを次のように改める。

- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
 - (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
 - (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十一条第二項第三号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「バス又は」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

- ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十一条第四項中「から二まで」を、「ロ及びホ」に、「及びロ」を、「ロ及びニ」に改め、「並びに」の下に「令和四年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成二十七年基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の百四十一」を「百分の百五十一」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号ロ(3)及びハ(2)の項中「及びハ(2)」を削り、同表第一項第一号ニ(2)の項中「第一項第一号ニ(2)」を「第一項第一号ホ(2)」に、「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五を乗じて得た数値」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十一」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ニ(2)	令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十七

第五十一条第五項中「、第二号及び第三号イ」を「及びロ、第二号並びに第三号イ及びロ」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百二」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の百九」を「百分の百九」に改め、同表第一項第二号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の百二」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第一

号イ(2)、第二号ロ及び第三号イ(2)の項中「、第二号ロ及び第三号イ(2)」を削り、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー ギ―消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー ―消費効率に百分の百二
第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー ギ―消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー ―消費効率に百分の八十
第二項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー ギ―消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー ―消費効率に百分の百二
第二項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー ギ―消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー ―消費効率に百分の八十
第二項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー ギ―消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー ―消費効率に百分の百二

附則第二十一条の次に次の一条を加える。

(農業を営む者等の免税軽油の引取り等に係る報告の期限の特例)

第二十一条の二 前条第二項において読み替えて準用する第四十六条の十五第一項の免税軽油使用者証の交付を受けた者(法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者)のうち次のいずれにも該当するものの当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証(記載された有効期間の初日が当該免税軽油使用者証に記載された有効期間の初日から起算して一年を経過する日までの間にあるものに限る。)に記載された有効期間の初日の属する月の翌月から当該有効期間の満了の日の属する月までの間に到来する法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十七第一項本文に規定する報告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該免税証に記載された有効期間の満了の日の属する月の翌月の末日とする。

一 農業若しくは林業を営む者、農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるものをいう。)の全ての委託を受けて農作業を行う者又は前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産業を営む者

を「百分の百二十三」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第二号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」に改め、同表第二項第二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十七」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第三号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百二」に改め、同表第二項第三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百九」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項(第三号トに係る部分に限る。)及び第二項(第三号ホに係る部分に限る。)の規定は、令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、第一項第三号ト(2)中「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。)」とあるのは「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第三号ホ(2)において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中埼玉県税条例第四十六条の二十四の改正規定及び同条例附則第二十

一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三項の規定 公布の日

二 第一条中埼玉県税条例第五十一条の改正規定及び附則第四項の規定 令和六年一月一日

三 第一条中埼玉県税条例第二十六条の五の改正規定及び次項の規定 令和七年一月一日

四 第二条及び附則第五項の規定 令和七年四月一日
(個人の県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例(次項において「改正後の条例」という。)第二十六条の五第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四十五条の二第一項ただし書に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する埼玉県税条例第二十六条の五第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

3 改正後の条例附則第二十一条の二の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に埼玉県税条例附則第二十一条第二項において読み替えて準用する同条例第四十六条の十五第一項の免税軽油使用者証の交付を受けた者(地方税法附則第十二条の二の七第二項において準用する同法第四百四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この項において同じ。)が行う同法附則第十二条の二の七第二項において準用する同法第四百四十四条の二十七第一項の規定による報告(以下この項において「報告」という。)について適用し、同日前に同条例附則第二十一条第二項において読み替えて準用する同条例第四十六条の十五第一項の免税軽油使用者証の交付を受けた者が行う報告については、なお従前の例による。

(自動車税の環境性能割に関する経過措置)

4 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例第五十一条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例第五十一条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自

自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十六号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表福祉部の項第二号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十七号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている」に改め、「、又は収容され」を削り、同条各号を削る。

第七条の二第二項第一号中「十七万千六百五十円」を「十七万二千五百五十円」に改め、同項第二号中「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同項第三号中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に改め、同項第四号中「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、二四五円」を「六、三四〇円」に、「八、〇〇三元」を「八、〇八五円」に、「九、六〇八円」を「九、六四〇円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、二六三元」を「五、三四〇円」に、「六、二四〇円」を「六、三一〇円」に、「六、九〇〇円」を「六、九二五円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の二第二項の規定は、令和五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、令和四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月11日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第7号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第28条第2号中「、強制性交等」を「及び不同意性交等」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月13日から施行する。

告示

埼玉県告示第七百九十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和五年七月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験種目

第三回自衛官候補生試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和五年七月十八日（火）から令和五年八月八日（火）まで

五 試験種目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和五年八月十八日（金）から同月十九日（土）までの間の任意の日

ロ 口述試験及び身体検査

令和五年八月二十六日（土）から同月二十八日（月）までの間の任意の日

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

埼玉県狭山市稻荷山二丁目三番地

航空自衛隊入間基地

八 採用予定時期

令和五年九月下旬、同年十一月下旬又は令和六年三月下旬から同年四月上旬まで

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール hq1-saitama@pco.mod.go.jp）

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二一―六一五七）

告 示

埼玉県告示第七百九十二号

令和五年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和五年七月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第七百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年六月三十日認可した。

令和五年七月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

元荒川上流土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県行田市

告 示

埼玉県告示第七百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年七月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校事務室用ノートパソコンの賃貸借 176台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年11月1日（水）から令和10年10月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課働き方改革・組織マネジメント担当 藤田 電話048-830-6712（直通） 電子メールa6720-05@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月18日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月17日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月18日（金）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 令和5年8月18日（金）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年7月25日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年7月18日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of Laptop Computers for use in Prefectural School Offices
(176 units)

(2) Deadline for Submissions:

By the Saitama Electronic Bidding System: 10:30am, August 18, 2023

By registered mail: 5:00pm, August 17, 2023

In person: 10:30am, August 18, 2023

(3) Contact Information:

Prefectural Schools Management and Personnel Division

Prefectural Schools Department, Education Bureau

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Phone: 048-830-6712

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年七月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 鴻巣羽生線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	鴻巣市広田字芝崎三一四四番二地先か ら同市広田字柳原三六二一番一地先ま	区 間
一一・二〇〇〜一七・九八	七・八八〇一三・八二	敷地の幅員 (メートル)
四九〇・〇〇		延長 (メートル)
道路改良工事による。		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年七月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

鴻巣羽生線	路線名
鴻巣市広田字芝崎三二七〇番一地先から同市広田字柳原三六二一番一地先まで	供用開始の区間
令和五年七月十一日	供用開始の期日
令和五年七月十一日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号で告示する道路予定区域の一部供用開始である。 延長三七・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年七月十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月十一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 本庄寄居線 本庄市北堀字野林七九九番一地先から

同市北堀字北裏六六五番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年七月十二日

告 示

埼玉県選管告示第四十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和五年七月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和五年七月十三日 午後二時三十分

二 場所 埼玉県会館三階会議室

三 議題

ア 埼玉県議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出について
イ その他